

富里市不育症治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

富里市長 五十嵐 博 文

告示第 4 9 号

富里市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療及び検査に要する医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不育症治療等 医師から不育症と診断された者に対し、医療機関が実施する不育症の治療及び検査をいう。
- (2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）
 - イ 船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）
 - オ 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）
- (3) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (4) 治療期間 不育症治療等を開始した日から当該妊娠に関する出産（流産、死産等を含む。）に伴い治療が終了するまでの期間をいう。
- (5) 夫婦 次のいずれかに該当する男女をいう。
 - ア 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）に規定する婚姻の届出をし、戸籍の全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は夫婦であることが確認できる公の機関が発行した書類）により、法律上の婚姻をしていることが確認できる男女
 - イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある男女

(支給対象者)

第 3 条 不育症治療費等助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 第6条第1項に規定する助成金の申請（以下「申請」という。）を行う日において、夫婦の双方又はいずれか一方が本市に居住し、1年以上前から継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 医師から妊娠を継続する上で不育症治療等が必要と認められたこと。
 - (3) 次条第1項に規定する助成の対象となる費用について、他の市町村（特別区を含む。）が実施する類似の助成制度の適用を受けていないこと。
- （助成の対象となる費用等）

第4条 助成の対象となる費用は、夫婦が医療機関において受けた不育症治療等に係る保険給付の対象とならない費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症治療等に直接関係のないものであると認められる費用
- (2) 処方箋によらない医薬品等の費用
- (3) 千葉県不育症検査費用助成事業実施要綱（令和3年9月30日付け児第1322号千葉県健康福祉部児童家庭課長通知）に基づく助成額その他市長が認める不育症治療等に要した費用についてなされる助成額

2 助成の対象となる期間は、治療期間とする。

（助成額）

第5条 助成の額は、前条の規定により算出された1治療期間の本人負担額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

（助成の申請）

第6条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富里市不育症治療費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得た上で本市の公簿等によってその内容を確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 富里市不育症治療受診等証明書（別記第2号様式）
- (2) 不育症治療に係る医療機関発行の領収書診療報酬明細書
- (3) 戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は夫婦であることが確認できる公の機関が発行した書類）
- (4) 夫婦の双方又はいずれか一方の住民票の写し
- (5) 第2条第5号イに規定する夫婦にあつては、事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請の期間は、1回の不育症治療の終了した日から起算して2年以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定したときは、富里市不育症治療費助成金交付決定通知書（別記第4号様式）又は富里市不育症治療費助成金交付却下通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の支給を決定したときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。